

○ハラスメント防止委員会における苦情相談及び調査手続等に関する細則
(2024年3月11日制定)

(目的)

第1条 この細則は、性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（以下「性を理由とする差別的取扱い等防止規則」という。）第9条第1項及びパワー・ハラスメントの防止等に関する規則（以下「パワー・ハラスメント防止規則」という。）第11条の担当相談員による苦情相談等（以下「相談」という。）並びに性を理由とする差別的取扱い等防止規則第11条第2項及びパワー・ハラスメント防止規則第12条に規定する調査委員会の調査（以下「調査」という。）に関する手続及び留意すべき事項並びにこれらの規則の実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

(相談及び調査に当たっての基本的な心構え)

第2条 担当相談員及び調査担当委員は、性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント防止等に関する相談員及び調査担当委員の留意すべき事項に関する指針及びパワー・ハラスメント防止等に関する相談員及び調査担当委員の留意すべき事項に関する指針（以下これらの指針を「両指針」という。）第1各号に掲げる基本的な心構えに留意するものとする。

(相談及び調査における留意事項)

第3条 担当相談員及び調査担当委員は、相談の事実及び内容を漏えいしないよう、相談及び調査の場所、時間、方法等について配慮しなければならない。

2 担当相談員及び調査担当委員は、相談者から事実関係等を聴取するに当たっては、両指針第2第2項第2号に規定する事項に留意するものとする。

(担当相談員の任務の範囲)

第4条 担当相談員は、性を理由とする差別的取扱い等防止規則第9条第1項及びパワー・ハラスメント防止規則第11条の任務を行い、性を理由とする差別的取扱い等防止規則第9条第2項の場合（パワー・ハラスメント防止規則第11条で準用する場合を含む。）を除き、相談の対象となった会員等からの事情聴取及び関係者からの事実関係等の聴取を行わない。

(担当相談員による説明)

第5条 担当相談員は、相談者に対し、相談者が行うことができる民事手続、刑事手続、懲戒手続等の措置を説明し、併せて、性を理由とする差別的取扱い等防止規則第9条第2項の相談の対象となった会員等又は関係者に対する相談の内容の伝達（パワー・ハラスメント防止規則第11条で準用する場合を含む。）について希望の有無を確認する。

(調査委員会における主査の指名)

第6条 委員長は、性を理由とする差別的取扱い等防止規則第10条の2第1項に規定する調査委員会を設置する場合（パワー・ハラスメント防止規則第12条で準用する場合を含む。）、調査担当委員のうち1名を主査に指名する。

(代理人)

第7条 相談者及び対象会員は、調査手続において、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下これらの法人を「弁護士法人等」という。）の中から代理人を選任することができる。

2 弁護士法人等が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人等は、その社員

又は使用人である弁護士の中から代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）、事務所及び所属弁護士会の名称を調査委員会に書面をもって届け出なければならない。代理人の職務を行うべき者を変更したときも、同様とする。

- 3 代理人は、当該代理人を選任した者（以下「本人」という。）のために独立して、この細則に定める行為をすることができる。
- 4 次の各号に掲げる者は、第1項の代理人又は第2項の代理人の職務を行うべき者となることができない。
 - (1) 本会の役員
 - (2) 調査委員会の委員
 - (3) 委員会の委員
 - (4) 相談者と対象会員が同一の事務所に所属し、若しくは所属していた場合又はこれらに準ずる場合において、当該事務所に所属する弁護士又は当該事務所を設置する弁護士法人等
 - (5) 前各号に掲げる地位にあった者であって、当該事案にその在任中関与したもの
 - (6) 調査の公正を妨げる事情があると調査委員会が判断した者
- 5 主査は、必要があるときは、調査手続に出席する代理人の数を相談者又は対象会員1人について合計3人までに制限することができる。ただし、弁護士法人等が代理人に選任されている場合には、代理人の職務を行うべき者ごとに1人と数える。
- 6 弁護士法人等のみが代理人に選任されたときは、本人が単独で、又は全代理人がその協議により、代理人の職務を行うべき者のうち1人の弁護士を主任として指定しなければならない。この場合において、この条の規定の適用については、当該指定された弁護士を主任代理人とみなす。
- 7 前項の場合を除き、2人以上の代理人があるときは、本人が単独で、又は全代理人がその協議により、代理人のうち1人の弁護士（弁護士法人等の代理人の職務を行うべき社員又は使用人である弁護士を含む。）を主任代理人に指定しなければならない。この場合において、弁護士法人等に係る代理人の職務を行うべき社員又は使用人である弁護士が指定されたときは、この条の規定の適用については、当該指定された弁護士を主任代理人とみなす。
- 8 前2項の規定による指定がないときは、主査がこれを指定する。この場合においては、当該各項後段の規定を準用する。
- 9 代理人に対する文書の送付及び通知は、主任代理人にすれば足りる。
- 10 代理人の選任若しくは解任、主任代理人の指定若しくは変更又は代理人若しくは主任代理人の辞任があった場合は、直ちに、本人又は代理人は、調査委員会にその旨を書面で届け出なければならない。
(相談者代表)

第8条 同一事案について相談者が2人以上あるときは、相談者全員がその協議により、相談者代表1人を選ぶことができる。この場合には、調査委員会に対してその旨を書面で届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出がないときは、主査は、全相談者の同意を得て相談者代表を指定することができる。

- 3 前2項の場合、相談者に対する文書の送付及び通知は、相談者代表にすれば足りる。

(事実関係等の聴取)

第9条 調査担当委員は、相談者及び対象会員の双方から公平中立な立場で事実関係等の聴取を行うほか、調査に関して必要があるときは、対象会員の監督者（以下「監督者」という。）その他の関係者から事情を聴取することができる。

- 2 調査担当委員は、調査に関して必要があるときは、相談者、対象会員又は監督者その他の関係者に対し、証拠となる書面、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

- 3 調査委員会は、相談者が提出した書類及び証拠を対象会員に交付する。

- 4 調査委員会は、委員長が必要と認めたときは、対象会員が提出した書類及び証拠を相談者に交付することができる。

(事実関係等又は事情の聴取の指揮)

第10条 前条第1項の事実関係等又は事情の聴取の手続は、主査が指揮する。

(陳述及び証拠等の提出の機会の付与)

第11条 調査担当委員は、調査を終結するまでに、相談者及び対象会員に対し、陳述及び証拠等の提出の機会を与えなければならない。

(調書の作成)

第12条 調査担当委員は、第9条の規定による聴取並びに前条の規定によりなされた陳述及び提出された証拠等その他当該事案に関する事項について調査を行ったときは、調書を作成する。

(録音反訳等)

第13条 調査担当委員は、調査に関して必要があるときは、相談者、対象会員又は監督者その他の関係者の陳述を録音することができる。

- 2 調査委員会は、前項の規定による録音をした場合において、反訳を必要とする旨を決定したときは、これを反訳するものとする。

- 3 第1項の規定による録音をしなかったとき、又は録音を反訳しなかったときは、陳述の内容を要約した調書を作成するものとする。

(聴取書)

第14条 調査担当委員は、電話により事情を聴取する等の調査を実施したときは、その聴取した内容について速やかに聴取書を作成するものとする。

(検証)

第15条 調査担当委員は、必要があるときは、必要な場所又は物について検証を行うことができる。

- 2 調査担当委員は、前項の検証をしたときは、その結果について、検証調書を作成する。

- 3 調査担当委員は、必要があるときは、第1項の検証に、相談者、対象会員又は監督者その他の関係者の立会いを求めることができる。

(調査費用)

第16条 調査のための費用は、本会が負担する。

(調査委員会の非公開)

第17条 調査委員会の調査及び議事は、規則又はこの細則に別段の定めがある場合を除き、非公開とする。

(助言及び指導等適切な措置)

第18条 性を理由とする差別的取扱等防止規則第12条第1項及びパワー・ハラスメント防止規則第12条の2の助言及び指導等適切な措置については、次に掲げるものとする。

- (1) 助言 対象会員が行った言動に基づく相談者の被害内容が軽微である場合には、対象会員に対し、助言を行う。
- (2) 指導 対象会員が行った言動に基づく相談者の被害内容が軽微なものにとどまらない場合には、対象会員に対し、その言動が問題であることを認識させ、当該言動の中止を求める等の指導を行う。
- (3) 要請 対象会員が所属する事務所又は弁護士法人等と相談者との間に雇用契約等の一定の関係がある場合には、当該事務所又は弁護士法人等に対し、問題の予防及び解決のための対処等の要請を行う。対象会員が行った言動に対する対応に時間的な余裕があると判断されたものについては、監督者その他の関係者に対して、状況を観察し、対象会員の問題となる言動について適宜注意することを要請し、対象会員に対してその旨を通知する。
- (4) 前3号に定めるもののほか、対象会員に対して必要と会長が判断する適切な措置

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（2024年4月18日）から施行する。